

国民年金の免除制度 をご利用ください！

国民年金の免除制度には

- 「全額免除」●「4分の3免除(4分の1納付)」
 - 「半額免除(半額納付)」●「4分の1免除(4分の3納付)」
- の4種類があります。



◆ 免除が承認された場合の納付額 (令和4年度)

| 全額免除 | 毎月の納付額 |
|----------------|---------|
| なし | なし |
| 4分の3免除(4分の1納付) | 4,150円 |
| 半額免除(半額納付) | 8,300円 |
| 4分の1免除(4分の3納付) | 12,440円 |

※全額免除以外の一部免除の場合、納付すべき一部の掛け金を納付しないと、その期間の免除が無効(未納と同じ)となってしまいます。将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

◎ 50歳未満の方には「納付猶予制度」、学生の方には「学生納付特例制度」があります

納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。そこで、これらの期間の掛け金は、承認後10年以内であれば、経過期間に応じた加算額を上乗せして後から納付できます。

※申請は原則として毎年度必要です。ただし令和3年度の免除申請で、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、免除申請時に翌年度以降も全額免除または納付猶予の申請を希望していた場合は、継続して申請があったものとして審査(継続審査)を行うので、免除申請書の提出は不要です。(失業等による特例免除承認者は翌年度も申請が必要です。)

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます！

令和4年5月より、マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができるようになりました。

対象手続

- ① 国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更等)
- ② 国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ③ 国民年金保険料 学生納付特例の申請



メリット1～24時間365日、申請ができます！
 メリット2～スマートフォンから申請ができます！
 メリット3～処理状況も申請結果も確認できます！



まずは、マイナポータルの「利用者登録」が必要です

手続にはマイナンバーカードと、カード受け取り時に設定のパスワードが必要です。

※「マイナポータル」とは、行政手続のオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。



<https://myrna.go.jp>

◇申請手続は……マイナポータルに利用者登録/ログイン後、トップ画面の「年金の手続をする」から申請してください。

◎不明な点がございましたら、日本年金機構HP (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧になるか、年金加入者ダイヤル(☎0570-003-004)へお問い合わせください。

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

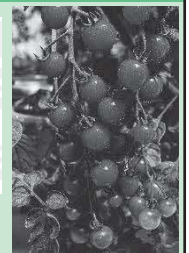
町民課 戸籍 医療年金係 (TEL 2-2453)
 函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)

(有料広告)

求人募集！

長万部アグリ株式会社

- 作業内容 トマト栽培・収穫・出荷業務及び、農場長の補佐
- 勤務時間 08:00～16:45 (内1時間は、休憩)
- 賃金 @1,300円～
- ◆ 連絡先 ◆ ☎070-4800-6833 担当 黒川



※「No.1格付」取得の最高の「エンリッチミニトマト」を一緒に作りましょう！